

八洲電機株式会社定款

第1章 総則

第1条（商号）

当会社は、八洲電機株式会社と称し、英文ではYashima Denki Co., Ltd.と表示する。

第2条（目的）

- 当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。
1. 電気機械器具部分品の製造、修理、販売及び輸出入
 2. 建設工事一式の設計、請負及び建築物の設計、施工、監理
 3. 通信、コンピューター、オフィスオートメーション、工場オートメーション機器並びに関連装置、部品の製造、修理、販売及び輸出入
 4. 半導体、電子部品並びにその製造機器、検査機器の製造、修理、販売及び輸出入
 5. 光学並びに医療機械器具の製造、修理、販売及び輸出入
 6. 住宅設備機器の据付、販売及び輸出入
 7. 家具、什器、建具の据付、販売及び輸出入
 8. ソフトウェアの作成、販売及び輸出入
 9. 前各号に関連する総合自動制御装置の設計、施工、監理の請負
 10. 生命保険契約締結の媒介及び損害保険の代理業務
 11. 不動産の賃貸及び管理
 12. 日用雑貨の販売及び輸出入
 13. 労働者派遣事業
 14. 前各号に関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都港区に置く。

第4条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。

第6条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第7条（単元未満株主の権利制限）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第8条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第9条（株式取扱規程）

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び、株主の権利行使に際しての手続等については法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第10条（基準日）

- 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株 主 総 会

第11条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

第12条（招集権者）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集する。

第13条（議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた者が議長となる。

第14条（電子提供措置等）

- 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条（決議の方法）

- 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

- 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第17条（取締役会の設置）

当会社は、取締役会を置く。

第18条（取締役の員数）

- 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、18名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第19条（取締役の選任）

- 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第20条（取締役の任期）

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
 4. 会社法第329条第3項の規定による補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条（取締役会の招集通知）

- 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第22条（代表取締役）

- 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

第23条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。

第24条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

第25条（重要な業務執行の委任）

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することができる。

第26条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第27条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第28条（取締役の責任免除）

- 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

第29条（監査等委員会の設置）

当会社は、監査等委員会を置く。

第30条（監査等委員会の招集）

- 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第31条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第32条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第33条（会計監査人の設置）

当会社は、会計監査人を置く。

第34条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第35条（会計監査人の任期）

- 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第36条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第37条（会計監査人の責任免除）

当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

第38条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第39条（剰余金の配当等）

- 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。
2. 当会社の期末配当の基準日は毎年3月31日、中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

第40条（期末配当金等の除斥期間）

配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

附則

第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、2016年6月開催の第72期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、2016年6月開催の第72期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。

1947年 7月 改定	1968年 11月 改定	1996年 6月 改定
1948年 2月 改定	1969年 11月 改定	1999年 6月 改定
1948年 6月 改定	1970年 8月 改定	2001年 6月 改定
1948年 12月 改定	1973年 11月 改定	2002年 6月 改定
1949年 8月 改定	1974年 11月 改定	2003年 6月 改定
1950年 2月 改定	1975年 11月 改定	2006年 6月 改定
1951年 4月 改定	1977年 9月 改定	2007年 6月 改定
1953年 1月 改定	1977年 11月 改定	2008年 6月 改定
1957年 1月 改定	1980年 11月 改定	2008年 11月 改定
1957年 6月 改定	1981年 11月 改定	2009年 6月 改定
1959年 12月 改定	1983年 5月 改定	2011年 6月 改定
1961年 1月 改定	1986年 6月 改定	2015年 6月 改定
1962年 1月 改定	1988年 6月 改定	2016年 6月 改定
1963年 1月 改定	1989年 6月 改定	2020年 6月 改定
1964年 1月 改定	1992年 10月 改定	2022年 6月 改定
1964年 2月 改定	1994年 6月 改定	
1967年 11月 改定	1995年 6月 改定	